

子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために  
～全国の学校関係者の皆様へ～  
—文部科学大臣メッセージ—

全国の教育職員等の皆様におかれては、日々子供たち、保護者、地域住民の皆様との信頼関係を築きながら子供たちの指導にご尽力いただいていることに、感謝申し上げます。

一方で、ごく一部ではありますが、教師という立場を悪用して子供たちに対して「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等が行われている事案が発生していることは言語道断であり、そのことにより、子供たちの尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、子供たちの成長を真に願いながら指導されている大多数の教育職員等の皆様に対する社会からの信頼が毀損されるような事態が生じていることについて、誠に遺憾に思っています。

令和3年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止、早期発見・対応のための取組が国、自治体、学校等において進められてきましたが、いまだ教育職員等による許しがたい児童生徒性暴力等が発生していることを踏まえ、各学校設置者及び任命権者におかれては、子供たちを性暴力等から守りぬくため、改めて、教育職員等に対する研修や、相談体制の整備・周知など必要な措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

また、子供たちが被害に遭ってしまった際に声を上げられるようにすることも重要であり、「生命(いのち)の安全教育」に取り組むようお願いいたします。

そして、万が一にも、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、同法及び同法に基づく基本的指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

文部科学省においても、児童生徒等を一部の悪意ある教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、引き続き全力で対策を進めてまいります。

令和5年10月20日  
文部科学大臣 盛山正仁

この度、児童生徒性暴力等の防止等に関して大臣メッセージを公表しましたので、公表された内容及び留意事項について通知します。

5 文科初第 1355 号  
令和 5 年 10 月 20 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市・中核市市長 殿  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
附属学校を置く各国公立大学法人の  
長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省総合教育政策局長  
望月 禎  
文部科学省初等中等教育局長  
矢野 和彦

「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために  
～全国の学校関係者の皆様へ～」  
－文部科学大臣メッセージの公表について（通知）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）が成立し、令和 4 年 4 月 1 日より施行されたことを踏まえ、文部科学省においては、これまで、法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定。以下「基本的指針」という。）の策定、教育職員等や大学の教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の作成・公表、児童生徒等に対する性暴力等を行った教育職員等への厳正な対処等の促進、子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進、特定免許失効者等に関する情報に係るデータベースの整備など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を実施してきました。また、各学校設置者をはじめとする関係者におかれても法及び基本的指針を踏まえた取組を進めていただけてきたところです。

しかしながら、法施行後も教育職員等による児童生徒性暴力等の事案が相次いで発覚し、報道されております。このようなごく一部の教育職員が、教師という立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことは、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育全体の信用が毀損されることに繋がります。児童生徒等と日々真摯に向き合い、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等に対する社会からの信頼が毀損されることはあってはなりません。

こうした状況に鑑み、本日、文部科学大臣メッセージ「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」を公表しました。各教育委員会、国公立大学法人、学校法人、地方公共団体等の関係者におかれては、本メッセージを踏まえ、改めて「児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせない」という断固たる決意の下、法及び基本的指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

こうした法の趣旨や基本的指針の内容を踏まえた対応が適切に行われることは、児童生徒等を性暴力等から守ることであるとともに、学校が安心して過ごせる場であるということを社会に示すために必要な取組です。

特に、国公立の各学校設置者におかれては、改めて法及び基本的指針を確認し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び事案発生時の適切な対応のため、速やかに全ての教育職員等に対して、文部科学省が作成した研修用動画や取組事例集等を活用するなどして、法や基本的指針を踏まえた研修を改めて実施するなど、児童生徒性暴力防止等のために必要な措置を講ずるようお願いいたします。

また、万が一にも教育職員等による児童生徒性暴力等が行われた場合に、その早期発見・対応に資するよう、各都道府県・政令指定都市におかれては、年内を目途に、児童生徒性暴力等の通報及び相談を受け付けるための体制の整備とともに、域内の市町村や学校を設置する国公立大学法人、所轄の学校法人等と連携し、当該相談窓口等について域内の学校の教育職員等及び児童生徒等への周知をお願いいたします。各都道府県・政令指定市における相談体制の整備・周知の状況については必要に応じてフォローアップすることを予定しています。

そして、任命権者等におかれては、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、法及び基本的指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

また、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように、子供たちに対する「生命（いのち）の安全教育」についても取組をお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）及び所轄の学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。）に対して、各指定都市・中核市長におかれては所轄の幼保連携型認定こども園に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、この内容について周知くださるようお願いいたします。

#### 【別添資料一覧】

- 別添資料 1 「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために  
～全国の学校関係者の皆様へ～」文部科学大臣メッセージ
- 別添資料 2-1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律  
（令和 3 年法律第 5 7 号）概要
- 別添資料 2-2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的  
な指針 主な内容
- 別添資料 2-3 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取  
組事例集及び教育職員等向け研修用動画の作成・公表
- 別添資料 3 生命（いのち）の安全教育について

#### 【参考 URL】

《児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画》

概要：文部科学省では令和 5 年 3 月に、先進的な取組を進める教育委員会等のノウハウや、専門的知見をまとめた取組事例集を作成・公表しました。また、教育職員向けの研修にそのまま使えるように、(1)法の基礎知識の習得や

(2)当事者意識・課題意識の醸成、(3)早期発見・初動対応の3編に分けて  
研修用動画についても作成・公表しました。

URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01196.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html)

《児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について》

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の概要をはじめ、これまで発出された通知や動画、行政資料など各種情報をまとめたポータルサイトにまとめています。

URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)

《性犯罪・性暴力対策の強化について》

概要：「生命（いのち）の安全教育」の教材をはじめ、「生命（いのち）の安全教育」を実施するに当たり参考となる情報を掲載し、随時更新しております。

URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjio/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjio/anzen/index.html)

**【本件担当】**

（教職員等への研修、相談体制整備、教育職員への処分等について）

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課  
教育公務員係

電話：[03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線：2588）

（「生命（いのち）の安全教育」について）

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

電話：[03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線：3406）

（法の理念等に関すること）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電話：[03-5253-4111](tel:03-5253-4111)（内線：2033,3196）

## 1. はじめに（抄）

- 本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行うことは、言語道断である。しかし、児童生徒性暴力等に当たるとする行為により懲戒免職等を受ける教育職員等は後を絶たず、なかには、教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。加えて、一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。
- こうした状況を受け、第204回国会において、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が5派共同提案により提出され、衆参全会一致で成立した。本法により、教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反とされたほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された。
- 今もまさに被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法の施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならぬ。「社会の宝」である子供を児童生徒性暴力等から守り抜くことは、全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題である。文部科学省はもとより、学校、教育委員会、学校法人、警察等の関係者は、法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある。本基本指針は、こうした認識の下、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 2. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校・教育委員会等の対応 関係

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、学校の設置者及びその学校において定期的なアンケート調査等を実施。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制を整備。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、**学校・学校の設置者・所轄の警察署で情報共有**を図り、迅速に対処するとともに、**被害児童生徒等に必要な保護・支援**を実施。（被害児童生徒等から必要な対応を行わないことがあってはならない。）
- **学校の設置者は、初期段階から事案の対応のために積極的に対応**。専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を実施し、懲戒処分等の厳正な対応につなげる。

## 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 主な内容（2）

### 3. データベース 関係

- 任命権者等においてデータベースが適切かつ有効に活用されるよう、国は、具体的な運用マニュアルを作成・周知。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者に該当するに至ったときは、当該者の情報をデータベースに迅速に記録。また、データベースに記録する情報の期間は、**当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積。**
- 免許管理者は、法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報についても、データベースに記録。
- データベースの活用は**教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付けられており、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施。**

### 4. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

- **児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないことが、再授与審査の基本的な趣旨。**
  - 授与権者は、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断。
  - 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、**児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当。**
  - 免許状の再授与が適当であることの**証明責任は申請者自身**にあり、当該申請者自身が必要書類を調え、授与権者に提出。
  - 再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、原則として、**出席委員の全会一致をもって議決。**
- ※ 文部科学省は、再授与審査に関して全国で統一的な運用を図るため、
- ①再授与審査の基本的な考え方、再授与が不適当と考えられる例、主な考慮要素や提出書類等を基本指針において示すとともに、
  - ②職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を実施。